

第 22 期（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）事業計画

I. はじめに

当財団は、2001 年 7 月の設立以来、当財団内に設置した、民間の独立した会計基準設定主体である企業会計基準委員会を中心として、我が国の資本市場のニーズ及び国際的な動向に対応し、日本基準の開発及び国際的な会計基準の開発への貢献をはじめとする諸事業を行ってきた。今期も、市場関係者のニーズを踏まえた上で、以下に記載する事業を実施する。

II. 我が国の会計基準の開発に関する事業

1. 企業会計基準委員会の中期運営方針

企業会計基準委員会が 2019 年 10 月に公表した中期運営方針では、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があることを、基本的な方針として掲げており、今期においても、この基本的な方針にしたがって活動を行う。

2. 企業会計基準委員会による日本基準の開発

(1) 日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み

企業会計基準委員会のこれまでの取組みにより、日本基準は、一定程度国際的な会計基準との間で整合性が確保されているものと考えられる。他方、国際的な会計基準においては新基準の開発や既存の基準の改正が継続的に行われているため、国際的に整合性のあるものとするための取組みも継続的に行う必要があると考えられる。

企業会計基準委員会では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、今期においては、「リース」及び「金融商品」等に関する会計基準の開発を引き続き行っていく。

(2) その他の日本基準の開発

企業会計基準委員会は、市場関係者のニーズを反映して日本基準を高品質なものとする取組みを行っている。その他の日本基準の開発については、従来と同様、基本的に基準諮問会議からの新規テーマの提言を尊重し適時に対応を図る。

今期においては、連結納税制度の見直し（グループ通算制度）並びに暗号資産及び電子記録移転権利等への対応を行う。

(3) 中小企業の会計に関する取組み

今期においても従来と同様に、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の作成に、他団体とともに、引き続き関与する。

3. 当財団による取組み

(1) 基準諮問会議

基準諮問会議は、企業会計基準委員会の審議テーマ、優先順位等、企業会計基準委員会の審議・運営に関する事項について審議する役割を担っている。今期においても、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に、企業会計基準委員会に新規テーマの提言及び企業会計基準委員会の基準開発に関するアドバイスを行う。

(2) 適正手続監督委員会

適正手続監督委員会は理事会のもとに設置されている委員会であり、企業会計基準委員会が基準開発を行う上で、定められたデュー・プロセスにしたがっているかを監督・監視する役割を担っている。今期においても企業会計基準委員会より、年度の適正手続の遵守状況及び重要な企業会計基準等又は修正国際基準の公表又は改正に関する適正手続の遵守状況の報告等を受け、それらの適正手続が適切に遵守されているかについて監督・監視する。

III. 国際的な会計基準の開発への貢献に関する事業

1. 企業会計基準委員会における取組み

(1) 国際的な会計基準の開発に関する意見発信

我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信することを基本的な方針として掲げている。

また、我が国の資本市場においては国際会計基準（IFRS）が我が国で用いられる会計基準として定着しており、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映するために、国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスを向上させ影響力を強化することは、企業会計基準委員会の重要な課題となっている。

これまで企業会計基準委員会では、我が国における会計基準に係る基本的な考え方を踏まえ、のれんの償却の必要性や当期純利益の有用性等に関する意見発信を行ってきた。

今期においては、引き続きのれんの償却や包括利益計算書の表示の議論が国際的に行われるため、これらに対する意見発信を強化するとともに、その他の項目についても、我が国の市場関係者の意見を集約した上で、意見発信を行う。

また、国際的な会計基準の開発に貢献すべく、持分法等についてリサーチを行う。

(2) 他国の会計基準設定主体との連携

国際的な会計基準の開発に関する意見発信を効果的に行うにあたり、考えを同じくする他国の会計基準設定主体と協働することや、考えを異にする他国の会計基準主体の考え方を深く理解することが重要であると考えられる。また、国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化を図る上で、日頃より他国の会計基準設定主体と良好な関係を築くことが重要であると考えられる。

このような考えのもと、これまで、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバーとして、他国の会計基準設定主体との連携を図ってきた。米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議のほか、カナダ、ドイツ、イギリス、フランス、オーストラリア、香港等の会計基準設定主体との協議等を通じ、これらの国又は地域との連携を強化してきており、当期も継続する予定である。

また、2019年に、企業会計基準委員会を支援母体として、企業会計基準委員会の常勤委員が会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）議長に就任しており、この活動を通じてIFASSに参加している約40の会計基準設定主体との連携を強化する。2021年3月に東京に招致する予定であったIFASS会議がウェブ会議となったため、今期において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、改めて東京に招致する予定である。

(3) 修正国際基準の開発

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」については、適用可能な状態を適切に維持するために、今期においても、必要に応じて、適時に更新していく。

(4) 国際会計基準に関する解釈の取組み

企業会計基準委員会に設置されている IFRS 適用課題対応専門委員会では、IFRS 解釈指針委員会において議論されている内容について我が国の市場関係者の意見を取りまとめ、意見発信の要否の検討を行うとともに、我が国における IFRS の適用上の課題について検討を行うこととされている。従来と同様に、このような適用上の課題が生じた場合には、適時に検討を行う。

2. 当財団における取組み

(1) IFRS 財団への資金拠出

2010 年以後、当財団は我が国を代表して IFRS 財団に対して資金拠出を行っている。今期においても、IFRS 財団の活動の内容が、資金を拠出する上での基本的な方針に適合していることを条件に、引き続き、IFRS 財団へ資金拠出を行う。

また、2012 年に開設された IFRS 財団のアジア・オセアニアオフィスの運営資金についても、IFRS 財団を通じて拠出を行っているが、引き続き、運営支出の適正性を確認しつつ、運営資金の拠出を行っていく。

(2) 国際会計人材の開発

我が国では、IFRS の任意適用の拡大が進んでいるが、国際的な会計基準の策定の場において意見発信できる人材及び国際的な会計基準の策定に直接関与できる人材は十分ではなく、国際的な会計人材の開発は引き続き重要な課題と考えられる。

当財団では、市場関係者の協力を得て、2012 年より「会計人材開発支援プログラム」を推進している。今期については、第 6 期会計人材開発支援プログラムを実施する。

また、当財団では、2017 年に「国際会計人材ネットワーク」を組成し、シンポジウムや国際会計人材ネットワーク定例会を開催している。前期は、新型コロナウイルス感染症の影響によりシンポジウムをウェブ会議システムを利用して実施した

が、今期においても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、シンポジウムや定例会等の活動を行っていく。

(3) IFRS 対応方針協議会

当財団は、2013 年より IFRS 対応方針協議会を開催し、市場関係者とともに、IFRS の任意適用の積上げに関する取組み及び国際的な意見発信に関する意見交換を行っている。今期においても、同会議を開催し、市場関係者の意見を集約していく。

(4) 我が国から IFRS 財団に関連する組織に参加しているメンバーへの支援

従来から、IFRS 財団に関連する組織に参加している日本人メンバーを支援している。今期も IFRS 解釈指針委員会、IFRS 諮問会議、世界作成者フォーラム、資本市場諮問委員会等に参加している日本人メンバーに対して引き続き支援を行っていく。

(5) 我が国で開催される国際会議、アウトリーチ（意見聴取）等に対する支援

これまで我が国で IFRS 財団及び IASB に関連する国際会議の開催や IASB におけるアウトリーチ（意見聴取）等が実施される場合、支援を行ってきており、今期も引き続き、同様に支援を行っていく。

(6) IASB による公表物の翻訳

当財団はこれまで、IFRS 財団から公認を受け、IFRS 基準を日本語に翻訳し、出版している。また、IASB が公表する活動状況やディスカッション・ペーパー等を日本語に翻訳し、適時にホームページに掲載している。今期も引き続き、これらの活動を行っていく。

IV. 調査研究、研修、広報に関する事業

1. ディスクロージャーに係る検討

当財団に設置している「有価証券報告書等開示内容検討会」において、有価証券報告書及び四半期報告書における適切な開示のあり方について検討を行い、「有価証券報告書の作成要領」及び「四半期報告書の作成要領」をとりまとめる。

2. セミナーの開催

前期においては、新型コロナウイルス感染症の影響で会場でのセミナーは開催できず、ウェブセミナーを配信した。今期においても、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、会場での開催が困難な場合には、ウェブセミナーを配信する。

(1) 開示に関するセミナー

有価証券報告書等の作成の際の実務に資するよう、有価証券報告書（2021年3月期）、四半期報告書（2021年6月第1四半期）の改正点について解説するセミナーを開催する。また、新任者向けセミナーについても引き続き開催する。

(2) 企業会計基準委員会によるオープン・セミナー

企業会計基準委員会における会計基準の開発状況を周知し、企業会計基準委員会の活動に関する市場関係者の理解をより深めるため、また、国際的な会計基準の最新動向等を市場関係者に対して周知するため、これまで、国内主要拠点において企業会計基準委員会によるオープン・セミナーを開催している。

今期においても、引き続き、企業会計基準委員会の活動状況についての周知を図るため、企業会計基準委員会によるオープン・セミナーを開催する。

3. 広報活動

(1) 「季刊 会計基準」の発行

「季刊 会計基準」において、会計基準等の詳細な解説等を通じて、当財団及び企業会計基準委員会の活動について情報発信を行っていく。

(2) ウェブサイトによる情報発信

ウェブサイトを、当財団及び企業会計基準委員会の活動を伝える重要なツールと位置づけ、適時に活動内容を発信していく。

(3) その他の広報活動

当財団及び企業会計基準委員会の活動への理解を深めてもらうために、適宜、記者会見や説明会を開催し、マスメディアに対し、我が国における会計基準の開発状

況や IFRS の最新動向に関する情報を提供していく。

4. 財団活動への理解促進に向けた取組み

当財団の事業活動を円滑に遂行するため、支援団体をはじめとした市場関係者による当財団の理解を深める活動を推進するとともに、上場企業の会員加入率の維持・拡大に向けた幅広い会員加入活動を行う。

V. その他

1. IFRS 財団のサステナビリティ報告に関する取組みの対応

IFRS 財団の評議員会は、サステナビリティ報告に関する新たな審議会を設置することを検討しており、これに対応して、前期において、IFRS 対応方針協議会の下にサステナビリティ報告に関するワーキンググループを設置し検討を行い、IFRS 対応方針協議会名で IFRS 財団が公表した市中協議文書にコメント・レターを提出した。今期において、当該対応を継続する。

2. 20 周年事業

当財団及び企業会計基準委員会は、2021 年 7 月に 20 周年を迎えるため、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、シンポジウムの実施等を行う予定である。

以 上